

年末調整前に
周知しておきましょう

令和7年の所得税で、扶養控除や給与所得控除が細かく細分化されました。どれも、減税になる話ではありますが、年末調整の段階で“**正確な扶養者の収入金額(所得金額)**”を把握しておく必要があるということ。総務担当の方は、例年以上に早く・何度も周知しておきましょう。

扶養等の所得要件の改正

※48万円→58万円へ10万円アップ

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

給与所得控除の改正

給与等の収入金額	改正前	令和7年分以降
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額× 40%－10万円	
180万円超190万円以下	収入金額× 30%＋8万円	65万円
190万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円	
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円(上限)	

最高で10万円(55万円→65万円)増えるので、所得がその分減少します。しかし、段階的に増加割合が減少し、給与収入が190万円を超える方は恩恵がありません。

基礎控除の改正

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 (注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

1人ひとりが所得税を計算する場合の基礎控除が、所得金額に応じて変動することとなりました。

最高額95万円の控除を受けられる方は、給与収入でいうと200万円以下です。基礎控除48万円→58万円の恩恵を受けられるのは、給与収入でいう2,545万円以下の方で、それを超える方は今まで通りとなります。

あくまでも、所得金額なので他の所得がある場合は、各所得を合算したもので基礎控除を判定します。

桐生相続相談室

相続について、お気軽にご相談ください。

0277-45-2160

※事業承継・M&A等に関しても、随時ご相談承っております

随時開催

特定親族特別控除の改正

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注1))				特定親族特別控除額
58 万円超	85 万円以下	(123 万円超	150 万円以下)	63 万円
85 万円超	90 万円以下	(150 万円超	155 万円以下)	61 万円
90 万円超	95 万円以下	(155 万円超	160 万円以下)	51 万円
95 万円超	100 万円以下	(160 万円超	165 万円以下)	41 万円
100 万円超	105 万円以下	(165 万円超	170 万円以下)	31 万円
105 万円超	110 万円以下	(170 万円超	175 万円以下)	21 万円
110 万円超	115 万円以下	(175 万円超	180 万円以下)	11 万円
115 万円超	120 万円以下	(180 万円超	185 万円以下)	6 万円
120 万円超	123 万円以下	(185 万円超	188 万円以下)	3 万円

※「特定親族」とは、年齢19歳以上23歳未満(令和7年分は、平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人)の親族

「結局、何をどうしたらいいのか?！」

扶養に入っている配偶者や親族(特に特定扶養者/19歳以上23歳未満)の12月分を含めた正確な源泉徴収票(または所得のわかるもの)を早く手に入れることです。

所得税のかからない年収は引き上げられ、配偶者特別控除や特定扶養控除は受けられるものの、一般の扶養控除には入れなかったり、住民税が発生したり、社会保険への加入が必須となることも。控除額が増加したからと言って、安易に収入を増加させると、意外な支払いが発生するかもしれません。

これを踏まえると、やはり社会保険の加入義務がある『130万円』がひとつの壁となりそうです。ただし、従業員数が51人以上の企業は、130万円以下の収入でも社会保険の加入が求められます。

～顧問先のご紹介～

手作りコロッケ コロッケ-1 様

～足利で人気のお弁当屋さんが移転して 11/21 リニューアルオープン～

お惣菜メニュー

メンチカツ
A4等級の和牛脂の甘味が旨いゴロゴロメンチ
270円(込)

エビコロッケ 432円(込)
ハムカツ 248円(込) チーズハムカツ 313円(込)
国産 黒唐揚げしょうゆ味(100g) 453円(込)
国産 白唐揚げスパシー味(100g) 453円(込)
その他、季節に応じたお惣菜がたくさんあります

足利コロッケ

60年の歴史を持つ自慢のコロッケ
194円(込)

コロッケボール
お子様のおやつやお弁当に最適
270円(込)

お弁当メニュー

コロッケワン弁当 840円(税込907円)
ハンバーグコロッケ弁当 830円(税込896円)
コロッケメンチ弁当 670円(税込723円)
エビコロッケ弁当 870円(税込939円) ※要予約

国産焼豚とり重 1,080円(込)

毎日丁寧に心を込めて
手仕込みしています
つくり置きも冷凍保存も
していません
だから「美味しい」と
自身をもっておすすめできます

手作りコロッケ コロッケ-1

〒326-0015 栃木県足利市八軒町396-1
営業時間 / 10:00～19:30 定休日 / 木曜日
FAX:0284-22-7358
TEL 0284-22-7365